

令和2年第3回定例会
藤崎町教育委員会議事録

日 時 令和2年3月24日（火） 午後2時30分
場 所 常盤生涯学習文化会館 視聴覚室

第3回定例会議事日程

- 1 開 会
- 2 議事録署名者の指名
- 3 会期の決定
- 4 教育委員会議事録の概要
- 5 報告
 - 報告第 4号 専決事項（校長以外の県費負担教職員の異動内申について）
- 6 議案審議
 - 議案第 7号 教育財産の取得に係る入札について
 - 議案第 8号 藤崎町小・中学校体育・文化事業及びスポーツ少年団事業事務取扱要領の一部を改正する教育委員会要領案について
 - 議案第 9号 藤崎町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する教育委員会要綱案について
 - 議案第10号 藤崎町就学援助事業実施要綱の一部を改正する教育委員会要綱案について
 - 議案第11号 藤崎町中学生海外派遣事業実施要綱の一部を改正する教育委員会要綱案について
 - 議案第12号 藤崎町外国語指導助手設置要綱案について
 - 議案第13号 藤崎町外国語指導助手人事評価要領案について
 - 議案第14号 藤崎町立小・中学校学校医の委嘱について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

藤崎町教育委員会

出席者委員

委 員	(1番) 田澤 文雄
委 員	(2番) 榊 公子
委 員	(3番) 加福 哲三
委 員	(4番) 工藤 留美

教育委員会事務局

教 育 長	羽賀 義易
学務課長	清野 健志
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	高木 秀光
学校給食センター所長	清水 裕行

事務局職員

学務課課長補佐	石井 孝
学務課学務係長	長内 真理子
学務課主任主査	鈴木 一成

午後2時30分 開会

◎羽賀教育長 ただいまから、令和2年第3回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。

はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を2番の榎委員と4番の工藤委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。会期を令和2年3月24日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 次に、「令和2年第2回藤崎町教育委員会議事録の概要について」報告をお願いします。

◎石井学務課長補佐（事務局） 第2回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。

令和2年第2回定例会は、令和2年2月28日（金）午後1時30分から、常盤生涯学習文化会館多目的ホールにおいて開催されました。

委員及び関係者の欠席はありませんでした。

報告事項では、報告第3号「専決事項（校長以外の県費負担教職員の異動内申について）」

議案事項では、議案第4号「令和2年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について」、議案第5号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」、議案第6号「令和2年度藤崎町奨学基金奨学生について」が審議され、原案のとおり承認されました。

第2回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎羽賀教育長 報告が終わりましたが、ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 なければ、報告事項に入ります。

報告第4号「専決事項（校長以外の県費負担教職員の異動内申について）」報告をお願いします。

◎石井学務課長補佐（事務局） 1ページをお開き下さい。

報告第4号「専決事項（校長以外の県費負担教職員の異動内申について）」別紙のとおり報告する。

令和2年3月24日提出 藤崎町教育委員会 教育長 羽賀 義易

理由、校長以外の県費負担教職員の人事異動の内申について、報告するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

別紙1をご覧下さい。異動内申の一覧です。

藤崎小学校は2名の転出で2名の転入となり、通常学級については、1年生から3年生まで1学級編成となるものであります。

藤崎中央小学校は1名勧奨退職となり、事務職員を合わせ3名の転入となるものであります。

常盤小学校は3名転出となり、新採用合わせ6名の転入となるものであります。

明徳中学校は勧奨退職者を含めた6名の転出で4名の転入となるものであります。

校長以外の県費負担教職員の異動内申については、以上でございます。

◎羽賀教育長 報告が終わりました。この件に関してご質問等ございますか。

[「なし」という声あり]

◎羽賀教育長 なければ、次に、議案審議に入ります。

議案第7号「教育財産の取得に係る入札について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

◎石井学務課長補佐（事務局）3ページをお開き下さい。

議案第7号「教育財産の取得に係る入札について」標記について、別紙のとおり提出する。

令和2年3月24日提出 提出者 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易

理由 令和2年度4月発注工事及び業務委託に係る入札について、教育長に対する事務委任規則第2条第1項第8号の規定に基づき提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

5ページをお開き下さい。

資料1 教育財産の取得に係る入札について「学務課・工事関係」
1 工事名、常盤小学校グラウンド改修工事、入札日令和2年4月7日、入札方法、指名競争入札、予算額税込み 2,030万6千円、工期、契約の翌日から令和2年5月8日まで、工事内容、現状土の不陸整正、粒度調整防塵処理材散布、面積 16,210 m²、厚さ 10mm。

2 工事名、藤崎中央小学校プール等改修工事、入札日令和2年4月23日、入札方法、指名競争入札、予算額税込み 363万円、工期、契約の翌日から令和2年6月5日まで、工事内容、排水漏水修繕、循環ろ過装置交換、薬注ユニット交換、水中ポンプ交換。

次に、学務課・業務委託関係です。

委託業務名、藤崎中央小学校大規模改造工事設計業務委託、入札日令和2年4

月23日、入札方法、指名競争入札、予算額税込み793万1千円、契約期間 契約の翌日から令和2年6月30日まで、設計内容、改造内容による設計図及び工事費積算となります。

教育財産の取得に係る入札については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎加福委員 藤崎中央小学校大規模改造工事設計業務委託ですが、改造ということですか、改造というと構造が変わる意味だと思いますが。

◎羽賀教育長 文科省の要綱に合わせて大規模改造という業務名にしておりました。

◎清野学務課長 国からの補助金に関する要綱が、長寿命化かまたは大規模改造かになっておりまして、長寿命化は40年を超えた校舎が対象です。

藤崎中央小学校は40年を経過していないため、20年以上経過した校舎が対象である大規模改造で実施していきます。

◎羽賀教育長 他にご意見等ございますか。

[「なし」という声あり]

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第7号「教育財産の取得に係る入札について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第7号を原案のとおり承認します。

続いて、議案第8号「藤崎町小・中学校体育・文化事業及びスポーツ少年団事業事務取扱要領の一部を改正する教育委員会要領案について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

◎石井学務課長補佐（事務局） 6ページをお開き下さい。

議案第8号「藤崎町小・中学校体育・文化事業及びスポーツ少年団事業事務取扱要領の一部を改正する教育委員会要領案について」標記について、別紙のとおり提出する。

令和2年3月24日提出 提出者 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易
理由 補助対象団体及び補助率等について改正するため、提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

8ページ及び9ページをご覧下さい。

資料2 藤崎町小・中学校体育・文化事業及びスポーツ少年団事業事務取扱要領の一部改正、藤崎町小・中学校体育・文化事業及びスポーツ少年団事業事務取扱要領（令和元年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中、ウを削り、エをウとし、オからセまでをエからスまでとする。

第4条第1号から第3号までを削り、同条に次の2号を加える。

(1)小・中学校の場合、第1条(1)ア)～ク)、地区大会100分の100、青森県大会100分の50、東北大会100分の70、全国大会100分の75。

第1条(1)ケ)～サ)、地区大会100分の75、青森県大会100分の50、東北大会100分の70、全国大会100分の75。

(2)スポーツ少年団の場合、第1条(1)ケ)及びシ)～ス)、青森県大会100分の50、東北大会100分の70、全国大会100分の75。

附則 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

藤崎町小・中学校体育・文化事業及びスポーツ少年団事業事務取扱要領の一部を改正する教育委員会要領案については、以上であります。

◎羽賀教育長 これについては、昨年の12月に議題として変更しました。

地区大会はスクールバスがあるので、補助金はいらないという認識でしたが、実際のところ中体連は、スクールバスだけでは対応しきれないので借り上げバスも使っています。

このままだと、中体連で借り上げバスを使うことができなくなることに気がつきまして、もう一度地区大会を付け加えた形で変更させてもらいました。

そういう事情でございますが、それ以外で何かご意見等ございますか。

◎加福委員 これは新たに設けた部分があるということですか。

◎清野学務課長 改正前のところには地区大会がありません。

先ほど教育長が申し上げたとおり、このままだと地区大会を削除する形になるので、その部分を元に戻しました。

あと、もう1つは改正前のところに記載してあるウ青森県小学校体育連盟という団体は、現在ありませんのでその部分の削除も合わせて改正してございます。

◎羽賀教育長 他にご質問等ございますか。

[「なし」という声あり]

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第8号「藤崎町小・中学校体育・文化事業及びスポーツ少年団事業事務取扱要領の一部を改正する教育委員会要領案について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第8号を原案のとおり承認します。

次に、議案第9号「藤崎町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する教育委員会要綱案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

◎石井学務課長補佐（事務局） 11ページをお開き下さい。

議案第9号「藤崎町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する教育委員会要綱案について」標記について、別紙のとおり提出する。

令和2年3月24日提出 提出者 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易

理由 令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、令和元年度をもって補助事業が終了するため、交付要綱を廃止するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

13ページをご覧下さい。

資料3 藤崎町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する教育委員会要綱藤崎町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成21年藤崎町教育委員会訓令第6号）は、廃止する。

附則この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

藤崎町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する教育委員会要綱案については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ござりますか。

[「なし」という声あり]

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第9号「藤崎町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する教育委員会要綱案について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第9号を原案のとおり承認します。

次に、議案第10号「藤崎町就学援助事業実施要綱の一部を改正する教育委員会要綱案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

◎石井学務課長補佐（事務局） 14ページをお開き下さい。

議案第9号「藤崎町就学援助事業実施要綱の一部を改正する教育委員会要綱案について」標記について、別紙のとおり提出する。

令和2年3月24日提出 提出者 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易

理由 学用品費等並びに校外活動費の支給額を改正するため、提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

16ページをご覧下さい。

資料4 藤崎町就学援助事業実施要綱の一部を改正する教育委員会要綱、藤崎町就学援助事業実施要綱（平成20年藤崎町教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第4条第1項関係）の表を次のように改める。（新別表第1）

表中、学用品費等支給額の(1)小学校支給額学用品費、1年生及び左記以外11,420円を11,520円とし、通学用品費の左記以外2,230円を2,250円に改める。

また、合計額もそれぞれ改める。

(2)中学校支給額学用品費、1年生及び左記以外22,320円を22,510円とし、通学用品費の左記以外2,230円を2,250円に改める。

また、合計額もそれぞれ改める。

次に、同費目中、支給日の注意書き、小学校の学用品費は、前期2,850円、後期8,570円を前期2,880円、後期8,640円とする。

また、中学校の学用品費は、前期5,580円、後期16,740円のところを前期5,620円、後期16,890円に改め、通学用品費は前期550円、後期1,680円のところを前期560円、後期1,690円に改める。

次に17ページをお開き下さい。

校外活動費（宿泊なし）の支給額ですが、表中ただし、小学生は1,570円を中学生は2,270円を上限とするを、ただし、小学生は1,580円を中学生は2,290円を上限とするに改める。

次に、校外活動費（宿泊あり）の支給額ですが、表中ただし、小学生は3,620円を中学生は6,100円を上限としを、ただし、小学生は3,650円を中学生は6,150円を上限としに改める。

附則 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

藤崎町就学援助事業実施要綱の一部を改正する教育委員会要綱案については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ござりますか。

[「なし」という声あり]

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第10号「藤崎町就学援助事業実施要綱の一部を改正する教育委員会要綱案について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第10号を原案のとおり承認します。

次に、議案第11号「藤崎町中学生海外派遣事業実施要綱の一部を改正する教育委員会要綱案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

◎石井学務課長補佐（事務局）20ページをお開き下さい。

議案第11号「藤崎町中学生海外派遣事業実施要綱の一部を改正する教育委員会要綱案について」標記について、別紙のとおり提出する。

令和2年3月24日提出 提出者 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易

理由 中学生海外派遣事業の実施内容を変更するため、実施要綱の改正を提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

22ページをご覧下さい。

資料5 藤崎町中学生海外派遣事業実施要綱の一部を改正する教育委員会要綱、藤崎町中学生海外派遣事業実施要綱（平成29年藤崎町教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

24ページの新旧対照表をご覧下さい。

題名中「藤崎町中学生」の次に「国際交流」を加え、「海外派遣」を削る。

第1条を次のように改める。

この告示は、次代を担う中学生が国際交流を通して異なる生活習慣や文化の違いを体験することにより、豊かな国際感覚及び高いコミュニケーション能力を身につけた人材を育成するため、中学生の相互交流（派遣・受入）として国際交流事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条第1号から第4号までを削り、同条に次の2号を加える。

(1) 派遣時、ア 海外の中学生との交流学習、イ 文化施設及び教育施設等の見学並びに英語学習、ウ ホームステイによる生活体験、エ 前各号に掲げるもののほか、藤崎町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた事項。

(2) 受入時、ア 町内各中学校での交流学習、イ 農業体験及び文化体験、ウ ホームステイによる生活体験、エ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事項。

第3条中「就学する」の次に「者」を加え、「生徒」を削る。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 国際交流やコミュニケーションに興味・関心を有する。

第4条第2号中「、」の次に「規律ある団体行動ができる」を加え、「充実した

海外研修ができる健康状態である」、「こと」及び「。」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3)報道機関に載る氏名、顔写真の公表に同意できる。

第4条第4号を削り、同条第5号中「こと」の次に「ができる」を加え、「。」を削り、同号アを次のように改め、同号を同条第4号とする。

ア 800字以内で応募理由及び参加への意欲等を書くこと。

第4条第6号中「者である」、「こと」及び「。」を削り、同号を同条第5号とし、同条に次の2号を加える。

(6)海外からの中学生の受入（ホームステイ）が可能である。

(7)過去に事業（中学生海外派遣事業も含む）の参加経験がない。

第5条中「定める。」の次に「また、海外からの中学生を受入する期間については相手方との協議により決定する。」を加える。

第6条第1項中「事業」を「派遣」に改め、同条に次の1項を加える。

3 受入に要する経費は、海外の中学生が参加生徒宅にホームステイする際の飲食代、事業に係る全ての日程において集合・解散場所までの交通費、受入家庭（ホストファミリー）の自主的な活動に伴う諸経費は、参加生徒の保護者が負担する。

附則 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

藤崎町中学生海外派遣事業実施要綱の一部を改正する教育委員会要綱案については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎田澤委員 25ページの上に記載してある、改正前では「住所を有する中学校に就学する生徒とする」から改正後では、「住所を有する中学校に就学する者」ということで生徒から者に変わっているのはなぜですか。

◎長内学務係長 他市町村の要綱等を確認したところ、生徒という表現にしているところは無かったので、生徒ではなく者という表現にしました。

◎羽賀教育長 要綱の言葉使いの部分は、難しいところもあるので他市町村の要綱等を見比べた結果、このように変更したところです。

◎榎委員 26ページの最後の部分に書いてある自主的な活動に伴う諸経費というのは、例えばどういう場合を想定しているのですか。

◎長内学務係長 ホームステイしている子のために、ホストファミリーの好意で外出などをした場合、発生する諸経費ということです。

◎榎委員 ホームステイする子を受入した保護者の負担ということですよね。

◎羽賀教育長 第6条に受入に要する経費の部分で示しているので、ホームステイする子を受入した保護者が負担ということになります。

他にご質問等ございますか。

[「なし」という声あり]

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第11号「藤崎町中学生海外派遣事業実施要綱の一部を改正する教育委員会要綱案について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第11号を原案のとおり承認します。

次に、議案第12号「藤崎町外国語指導助手設置要綱案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

◎石井学務課長補佐（事務局） 27ページをお開き下さい。

議案第12号「藤崎町外国語指導助手設置要綱案について」標記について、別紙のとおり提出する。

令和2年3月24日提出 藤崎町教育委員会 教育長 羽賀義易

理由 地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員の創設に伴い、会計年度任用職員の職種である外国語指導助手の勤務条件、給与等について規定するため、提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

29ページからは、藤崎町外国語指導助手設置要綱案としての必要条項、関係条文に付随する別表や様式等になります。

簡単ではございますが、藤崎町外国語指導助手設置要綱案については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。変わった部分などを説明していただければ思います。

◎石井学務課長補佐 会計年度任用職員の創設に伴って、新たに設置する要綱です。

◎羽賀教育長 今までAL Tの要綱はありましたよね。

◎長内学務係長 新たにというのは、会計年度任用職員の創設ということで藤崎町では臨時職員、非常勤職員のような職種を含めた職員に対する設置要綱を設けますが、外国語指導助手については、JETプログラムのAL Tと藤崎町単独でのAL Tがいまして、報酬や有給休暇など一般の事務員や用務員とは待遇が異なるため、教育委員会で別に定めなくてはならないという経緯がありました。

J E T プログラムの A L T と藤崎町単独の A L T の両方に該当するような形で要綱を設置するということです。

◎羽賀教育長 明徳中学校にいる A L T だけではなく、藤崎中学校にいる J E T プログラムの A L T の 2 人に該当する要綱ということですね。

◎長内学務係長 藤崎町では外国語指導助手の条例がありましたが、12月の藤崎町議会で廃止となりました。会計年度任用職員の外国人指導助手として任用するために、新たに設置することになりました。

◎加福委員 J E T プログラムの A L T と藤崎町単独の A L T とでは、何か大きく変わることろがありますか。

◎長内学務係長 J E T プログラムの A L T の報酬額は、J E T の基準で、藤崎町単独の A L T は 25 万円の固定になっております。

◎羽賀教育長 他にご質問等ございますか。

[「なし」という声あり]

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第 12 号「藤崎町外国語指導助手設置要綱案について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第 12 号を原案のとおり承認します。

次に、議案第 13 号「藤崎町外国語指導助手人事評価要領案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

◎石井学務課長補佐（事務局） 42 ページをお開き下さい。

議案第 13 号「藤崎町外国語指導助手人事評価要領案について」標記について、別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 24 日提出 藤崎町教育委員会 教育長 羽賀義易

理由 地方公務員法第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づき、会計年度任用職員の職種である外国語指導助手の人事評価に関し必要な事項を定めるため、提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

44 ページからは、藤崎町外国語指導助手人事評価要領案としての必要条項、関係条文に付随する様式等になります。

簡単ではございますが、藤崎町外国語指導助手人事評価要領案については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

- ◎加福委員 人事評価の評価者は誰になりますか。
- ◎長内学務係長 藤崎町外国語指導助手設置要綱の第15条にある任命権者が実施責任者となり、外国語指導助手が配属されている所属長が評価をします。
- ◎加福委員 そうすれば学務課長が評価者になりますか。
- ◎長内学務係長 外国語指導助手が配属されている所属長ということなので学校長ということになります。
- ◎羽賀教育長 他にご質問等ございますか。
〔「なし」という声あり〕
- ◎羽賀教育長 ないようですので、議案第13号「藤崎町外国語指導助手人事評価要領案について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」という声あり〕
- ◎羽賀教育長 ないようですので、議案第13号を原案のとおり承認します。
次に、議案第14号「藤崎町立小・中学校学校医の委嘱について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- ◎石井学務課長補佐（事務局） 54ページをお開き下さい。
議案第14号「藤崎町立小・中学校学校医の委嘱について」標記について、別紙のとおり提出する。
令和2年3月24日提出 藤崎町教育委員会 教育長 羽賀義易
理由 学校保健安全法第23条第1項及び第2項の規定に基づき、藤崎町立小・中学校学校医について、新たに委嘱するため提出するものであります。
関係条文は、次ページに記載のとおりであります。
56ページをご覧下さい。
新たに委嘱する学校医は、学校歯科医の村澤憲一氏となります。
藤崎町立小・中学校学校医の委嘱については、以上であります
- ◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。
〔「なし」という声あり〕
- ◎羽賀教育長 ないようですので、議案第14号「藤崎町立小・中学校学校医の委嘱について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」という声あり〕
- ◎羽賀教育長 ないようですので、議案第14号を原案のとおり承認します。
以上で、本日の会議を終了いたします。
ありがとうございました。

会議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

主任主査 鈴木 一成

閉会時間 午後 3 時 40 分

教育長 羽賀 義男

2番 猪中 公子

4番 工藤 留美